

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 19 年 12 月 7 日 (金) 第 7 9 4 7 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (1017) (障害福祉課) 2 土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定 (2 件) (1018・1019) (耕地課) 2 保安林の指定 (1020) (森林保全課) 3 保安林の指定施業要件の変更予定 (6 件) (1021～1026) (〃) 3 普通母樹林の指定の解除 (1027) (〃) 7 県営土地改良事業の工事の完了 (1028) (中部総合事務所農林局) 8 指定居宅サービス事業者の指定 (1029) (西部総合事務所福祉保健局) 8 指定介護予防サービス事業者の指定 (1030) (〃) 8 保安林の指定施業要件の変更 (4 件) (1031～1034) (日野総合事務所農林局) 9
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 11 保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (4 件) (森林保全課) 12 鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課) 17 鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (2 件) (〃) 18
◇ 調達公告	落札者の決定 (河川課) 19

告 示

鳥取県告示第 1017 号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名 又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療 機関の名称	指定自立支援医療 機関の所在地	自立支援医療 の種類	指定年月日
株式会社スイ ング 代表取 締役 岡森 照彦	島根県出雲市 高岡町54	しらとり調剤薬局	米子市皆生新田一 丁目 9-13	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成19年12月 1日
〃	〃	紀の川薬局	米子市上福原五丁 目12-63	〃	〃
〃	〃	ちどり薬局	米子市加茂町一丁 目19	〃	〃
株式会社矢部 代表取締役 中尾 宗彦	広島県広島市 中区千田町一 丁目12-1	のぞみ薬局	倉吉市堺町二丁目 962-4	〃	〃

鳥取県告示第 1018 号

湯梨浜町が行う土地改良事業（基盤整備促進事業石脇地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年12月7日から同月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
湯梨浜町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 1019 号

琴浦町が行う土地改良事業（単県農業農村整備事業田越地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 3 第 5 項において準用する同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成19年12月7日から同月27日まで
- 3 縦覧に供する場所
琴浦町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 1020 号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字眷米字ショムカ635の3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
なだれの危険の防止
- 3 指定施業要件
 - （1）立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 1021 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市佐治町津無字飯盛山853の11
 - (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市佐治町津無字西ノ段246の3
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 1022 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字諸鹿字高畑912、913、914の2から914の58まで、915の1から915の65まで、字ヘシ路919、920、921の1から921の95まで
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 1023 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町山口字西大河原839の1、839の11から839の17まで、839の19、839の20、字山東大河原1054の1から1054の9まで、1055の1、1055の6から1055の14まで、字山白水1154の1、1154の4、1154の5、1163の1、1163の15から1163の19まで、1163の26、1163の52から1163の54まで、1163の57、1163の58、1163の62、1163の66、1163の74、1163の77、1163の88から1163の90まで、字山矢櫃1378の1、1378の29から1378の32まで、字山船ヶ谷1507の1、字山万上奥1879の1、字浅井中山1885、1887、1892の1、1892の2、字山加例谷1893の1、字浅井狼谷口1937から1940まで、字浅井川西1941の1、1941の6、字本谷1943の1から1943の5まで、1943の7、字浅井本谷1944の1、1944の5から1944の9まで、1944の14から1944の16まで、1944の21から1944の29まで、1944の32、1944の34、1944の57、字良源寺1945の1、1945の6から1945の10まで、1945の13、1945の21、1945の22、字浅井川東2031の1、2031の3、2031の5から2031の10まで、2033の1、2034の1、関金町堀字大捻48の2から48の5まで、48の30から48の33まで、字小捻60の2、字小桜138の29から138の47まで、字鍛冶林139、字東中峯140の2、140の3、字西中峯141の2から141の5まで、字今坂谷陰山142の1から142の18まで、143の1から143の15まで、字塔ウ谷144の1、144の4から144の7まで、144の10、145、146の1から146の5まで、146の7から146の19まで、146の21から146の27まで、字中山道峯1259の2から1259の6まで、1259の45、字孫三林1289、字大山道峯1292の5から1292の17まで、字桃栗谷2449の5から2449の12まで、字二本棚2450の1から2450の7まで、字下り渡り2451の2から2451の23まで、字瀬波戸2456の2から2456の5まで、字下畑2459の1から2459の9まで、字横路2461の1、2461の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 1024 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町福原字大坂平ラ108の1、109の1、111の1、字水無瀬原113の1、117の1、117の2、119、123の1から123の4まで、130の1、130の3から130の8まで、134、135の1、135の2、138
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 1025 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町野添字向河原159の3から159の6まで、159の13、166、字初ミ平ル167、字下モ坂168の1、168の2、関金町堀字瀬波戸2457、字下畑2458の1、2458の2、字横路2460の1から2460の5まで、字堀越2465の1、2465の4から2465の11まで、字坂根ノ上3280の1、字蛇バミ谷3281の1から3281の3まで、3282の1、3297の1、3297の2
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町野添字大山 2、関金町今西字天神原1396の 1、1396の 3、1396の14、1396の15、1397の 1、1397の 3、1398の 1、1398の 7、1399の 8、1400の 1、1400の 4、1400の 5、1401、関金町堀字鍛冶屋前2107の 1、2108の 1、字行司ガ平ル2466の25から2466の27まで、字崩レ3112の 1、3112の 4、字上ノ平ル3520、3521の 1 から3521の 3 まで、3521の 6、3522、3541、3542

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 1026 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

米子市淀江町稲吉字向塚原1206の145、1206の148、1206の150、1206の165

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 1027 号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第9条第1項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定 番号	指定解除年月日	樹種	所在場所	面積 (ヘクタール)	所有者の住所及び氏名
46-46	平成 19 年 12 月 7 日	ヒノキ	日野郡日南町宮内字 アダ馬渡 1419、1420	12.00	日野郡日南町宮内 341 入澤 宏

鳥取県告示第 1028 号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

土 地 改 良 事 業 の 名 称	工事完了年月日
ふるさと農道緊急整備事業大栄地区農道整備	平成 8 年 3 月 25 日

鳥取県告示第 1029 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネライフケア鳥取 代表取締役 太田喜弘	東京都港区六本木六丁目 10-1	ハピネヘルパーステーション西福原	米子市新開五丁目 3-1	訪問介護	平成 19 年 11 月 1 日

鳥取県告示第 1030 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
----------------	----------------	---------------------	----------------------	-------------	-------

株式会社ハピネラ イフケア鳥取 代表取締役 太田 喜弘	東京都港区六本 木六丁目 10-1	ハピネヘルパース テーション西福原	米子市新開五丁 目 3-1	介護予防訪問 介護	平成 19 年 11 月 1 日
--------------------------------------	----------------------	----------------------	------------------	--------------	---------------------

鳥取県告示第 1031 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県日野総合事務所長 原 豊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
日野郡日南町河上字北平山 1322、1323 の 1、1324
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採を禁止する。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 1032 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県日野総合事務所長 原 豊

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
日野郡日野町板井原字大井呑 484 の 1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
なだれの危険の防止
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 1033 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県日野総合事務所長 原 豊

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464 の 3、464 の 4、464 の 30、464 の 31（以上 4 筆について、次の図に示す部分に限る。）、字滝山西平ラ 537 の 4、537 の 22、537 の 30、537 の 31、537 の 33、537 の 38、537 の 39（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）、537 の 43 から 537 の 45 まで

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 1034 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県日野総合事務所長 原 豊

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中菅字滝山東平ラ 464 の 2、464 の 3（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）、464 の 5、464 の 29、464 の 30、（以上 2 筆について、次の図に示す部分に限る。）、464 の 33 から 464 の 36 まで、字滝山西平ラ 537 の 1、537 の 3、537 の 5、537 の 34 から 537 の 36 まで、537 の 37（次の図に示す部分に限る。）、537 の 40、537 の 46、字市ノ原奥 569 の 1、572、573、575 の 1（次の図に示す部分に限る。）、字中山 579 の 5

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

（1）立木の伐採方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は次のとおりとする。

(2) 立木の伐採

次のとおりとする

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県日野総合事務所農林局林業振興課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成 16 年鳥取県条例第 7 号）第 5 条に規定するふぐ処理師試験を、次のとおり実施する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

(1) 学科試験 平成 20 年 1 月 24 日（木）午前 10 時から正午まで

(2) 実技試験 平成 20 年 1 月 24 日（木）午後 1 時から

2 試験の場所

倉吉市小田 458 伯耆しあわせの郷

3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 2 条に規定する調理師

(2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 47 条に規定する者で、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 14 号に掲げる魚介類販売業（以下単に「魚介類販売業」という。）若しくは同条第 16 号に掲げる魚肉ねり製品製造業（以下単に「魚肉ねり製品製造業」という。）又は乾ふぐ製造営業に 2 年以上従事しているもの

4 試験科目

(1) 衛生関係法規

(2) 公衆衛生学

(3) 食品衛生学

(4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

(5) ふぐ処理の実技（毒性臓器の鑑別を含む。）

5 受験願書の受付期間

平成 20 年 1 月 4 日（金）から同月 11 日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）（必着）

6 受験願書の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所若しくは鳥取県西部総合事務所の生活環境局又は鳥取県日野総合事務所福祉保健局（以下「生活環境局等」という。）のうち、住所地を管轄するものとする。

7 受験願書の添付書類

(1) 写真（出願前 6 月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦 4.5 センチメートル、横 3.5 センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの）

(2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し

(3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類

ア 学校教育法第 47 条に規定する者であることを証する卒業証明書又は卒業証書の写し

イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に 2 年以上従事していることを証する書類

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

また、受験手数料のほか、実技試験に用いるふぐの代金が必要となる。その金額及び納付方法については、受験願書等の書類の交付の際に、生活環境局等に問い合わせること。

9 受験に当たっての注意事項

(1) 受験者は、試験当日、試験開始の 10 分前までに集合すること。(受付は、午前 9 時 20 分から開始する。)

(2) 受験者は、次のものを持参すること。

ア 学科試験

受験票及び筆記用具

イ 実技試験

受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成 20 年 2 月 8 日(金)に生活環境局等において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>)に掲載する。

なお、平成 20 年 2 月 8 日付けで受験者全員に結果を通知する。

11 その他

(1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。

(2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例(平成 11 年鳥取県条例第 3 号)第 19 条第 2 項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から 1 月の間に鳥取県生活環境部くらしの安心推進課又は生活環境局等に受験票を提示してその旨を申し出ること。

(3) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心推進課又は生活環境局等に問い合わせること。問合せ先の所在地及び電話番号は、次のとおり。

・くらしの安心推進課	鳥取市東町一丁目 220	(0857-26-7185)
・東部総合事務所生活環境局	鳥取市立川町六丁目 176	(0857-20-3677)
・中部総合事務所生活環境局	倉吉市東巖城町 2	(0858-23-3117)
・西部総合事務所生活環境局	米子市糺町一丁目 160	(0859-31-9321)
・日野総合事務所福祉保健局	日野町根雨 140-1	(0859-72-2039)

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変

更予定の告示（平成 19 年 11 月 16 日付鳥取県告示第 948 号）の内容

（告示の内容）

（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山田 靖	東伯郡湯梨浜町大字佐美字善川 333 の 4
〃	東伯郡湯梨浜町大字佐美字善川 333 の 7
藤本 幸夫	東伯郡湯梨浜町大字佐美字中峰 304 の 12
〃	東伯郡湯梨浜町大字佐美字中峰 304 の 13
前田 美好	東伯郡湯梨浜町大字佐美字黒土谷 305 の 6
牧田 要	東伯郡湯梨浜町大字佐美字黒土谷 305 の 8
太田建治郎	東伯郡湯梨浜町大字佐美字黒土谷 305 の 13
入江 金蔵	東伯郡湯梨浜町大字佐美字黒土谷 305 の 19
牧田くによ	東伯郡湯梨浜町大字佐美字黒土谷 305 の 22

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 湯梨浜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 16 日付鳥取県告示第 949 号）の内容
（告示の内容）

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

梶井 英治	倉吉市大谷字坂根谷 939
藤井 馬蔵	倉吉市大谷字後口谷 1025
〃	倉吉市大谷字後口谷 1026

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

宇山 雄治	倉吉市寺谷字石坂平 188
吉田 猪蔵	倉吉市服部字堂坂 304 の 1
横山 岩平	倉吉市三江字菅ヶ谷 1101 の 1
〃	倉吉市三江字菅ヶ谷 1101 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき
森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、
同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 16 日付鳥取県告示第 950 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

松岡 研一	倉吉市倅谷字大原 371 の 4
山下 清晴	倉吉市倅谷字大原 371 の 13
川上 睦代	倉吉市倅谷字大原 371 の 14
池田 豊史	倉吉市倅谷字大原 371 の 19
吉岡 一郎	倉吉市倅谷字大原 371 の 21
長田寿美恵	倉吉市倅谷字大原 371 の 29
西山 境	倉吉市倅谷字モラガ畑 375 の 20
西山 誠男	倉吉市倅谷字モラガ畑 375 の 23
佐々木一幸	倉吉市大河内字高山 672 の 115
佐々木兼数	倉吉市大河内字高山 672 の 116
佐々木 豊	倉吉市大河内字高山 672 の 139
佐々木雅彦	〃
佐々木清美	〃
佐々木幸市	倉吉市大河内字高山 672 の 146
佐々木 豊	倉吉市大河内字高山 672 の 148
佐々木雅彦	〃
佐々木清美	〃
佐々木兼蔵	倉吉市大河内字ほそふ 755 の 35
佐々木武野	〃
石兼 宗晴	〃
石兼 友吉	〃
石兼 靄蔵	〃
川福久米蔵	〃
牧 忠一	〃
佐々木兼蔵	倉吉市大河内字タタラ谷 757 の 1
佐々木武野	〃

石兼 宗晴	〃
石兼 友吉	〃
石兼 鶴蔵	〃
川福久米蔵	〃
牧 忠一	〃
佐々木幸彦	倉吉市大河内字タタラ谷 759 の 1
石兼 利徳	〃
佐々木幸彦	倉吉市大河内字タタラ谷 759 の 25
石兼 利徳	〃
佐々木幸彦	倉吉市大河内字タタラ谷 759 の 26
石兼 利徳	〃

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 倉吉市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 11 月 16 日付鳥取県告示第 951 号)の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

伊澤虎三郎	西伯郡大山町赤松字峯ノ手 1663
秋田 宇八	西伯郡大山町赤松字峯ノ手 1670
地頭 弥市	西伯郡大山町赤松字峯ノ手 1671
番原卯三郎	西伯郡大山町赤松字中曽根 1677
青田 政市	西伯郡大山町赤松字中曽根 1678
椎木多四郎	西伯郡大山町赤松字中曽根 1697
〃	西伯郡大山町赤松字中曽根 1698

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、大山町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び大山町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 大山町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成19年12月7日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	認可の期間	
北村建材 代表者 北村 明彦	西伯郡南部町東町10	西伯郡南部町中字モクロウシ塔山16外12筆 (51,511平方メートル)	風化花崗岩 (165,484立方メートル)	平成19年10月9日から平成22年10月8日まで	平成19年10月9日

有限会社西村 建材 代表取締役 小谷 光子	日野郡日南町 丸山198-1	日野郡日南町下 阿毘縁字管ヶ谷 895-2外1筆 (52,709平方メ ートル)	風化花崗岩(真 砂土) (50,839立方 メートル)	平成19年10月26日 から平成24年10月 25日まで	平成19年10月 26日
--------------------------------	-------------------	--	--------------------------------------	------------------------------------	-----------------

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名(名称及び 代表者の氏名)	住所(主たる 事務所の所在 地)	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所 在地及び面積	採取をする砂 利の種類及び 数量	認可の期間	
オグラ建設株 式会社 代表取締役 小椋 阜士夫	東伯郡北栄町 江北 38	東伯郡北栄町国 坂字東鶴泊2160 -1外4筆 (8,682平方メ ートル)	砂(29,373立方 メートル)	平成19年10月1日 から平成20年2月 15日まで	平成19年10月 1日
株式会社エイ ワン商事 代表取締役 永田 一郎	東伯郡北栄町 東園631-1	東伯郡北栄町東 園字稲場608- 141外3筆 (4,895平方メ ートル)	砂(5,272.8立 方メートル)	平成19年10月1日 から平成20年9月 30日まで	平成19年10月 1日
株式会社北和 代表取締役 伊藤 孝一	東伯郡北栄町 由良宿2031	東伯郡北栄町東 園字塩竈北林 689-2外6筆 (13,748平方メ ートル)	砂(48,665立方 メートル)	平成19年10月1日 から平成20年9月 30日まで	平成19年10月 1日
株式会社大祐 建設 代表取締役 新家 和憲	鳥取市湖山町 北四丁目317 -1	鳥取市気高町八 束水字短尾2707 -25 (4,460平方メ ートル)	砂(5,949立方 メートル)	平成19年10月15日 から平成20年10月 14日まで	平成19年10月 15日

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称 及び代表者 の氏名）	住所（主た る事務所 の所在地）	砂利採取場 の所在地及 び面積	採取をする 砂利の種類 及び数量	認可の内容			認可年月 日
				変更事項	変更前の内 容	変更後の内 容	
千馬商会 代表者 千馬 高広	鳥取市湖 山町北三 丁目468	鳥取市三津 大浜ノー 1102-1 外 6 筆 (8,144.38 平方メー トル)	砂 (24,074.70 立方メー トル)	認可の期 間	平成17年 8 月31日から 平成19年 8 月30日まで	平成17年 8 月31日から 平成20年 8 月30日まで	平成19年 10月26日

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 19 年 12 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 鳥取県防災情報システム整備業務 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成 19 年 11 月 14 日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社東芝中国支社
広島県広島市中区鉄砲町 7-18
- 5 落札金額 92,400,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成 19 年 10 月 5 日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県県土整備部河川課
鳥取市東町一丁目 220